

高知県木造公共施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木造公共施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、展示効果又はシンボル性が高く、波及効果を期待することができる公共建築物に地域材を積極的に活用した木材利用の取組を推進するため、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）に基づき、別表に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が行う同表に掲げる事業に要する別紙の経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の事業種目及び補助率等については、別表及び別紙に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請及び決定)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式によるものとし、市町村及び一部事務組合以外の補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）並びに県に対する税外未収金の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を添えて、所管の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出するものとする。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨を添えて提出するものとする。

2 所長は、補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により設置した施設が当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととし、知事の承認を得て、当該施設等を転用し、又は用途変更した場合は、当該転用に係る施設等について交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用の用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得等又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあ

ること。

- (11) 補助事業の実施に当たっては、前条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(変更の手続)

第6条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、補助事業等の変更等の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助金額の増額
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (3) 補助事業の中止又は廃止

(工期の延期)

第7条 実施主体は、第5条第2号に規定する報告については、別記第3号様式による完了完成予定年月日の延期届出書を所長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 実施主体は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、所長から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を所長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を所長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第9号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により所長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(繰越の承認の申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を所長に提出し、承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第8号まで及び第10号、第10条第3項、第11条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

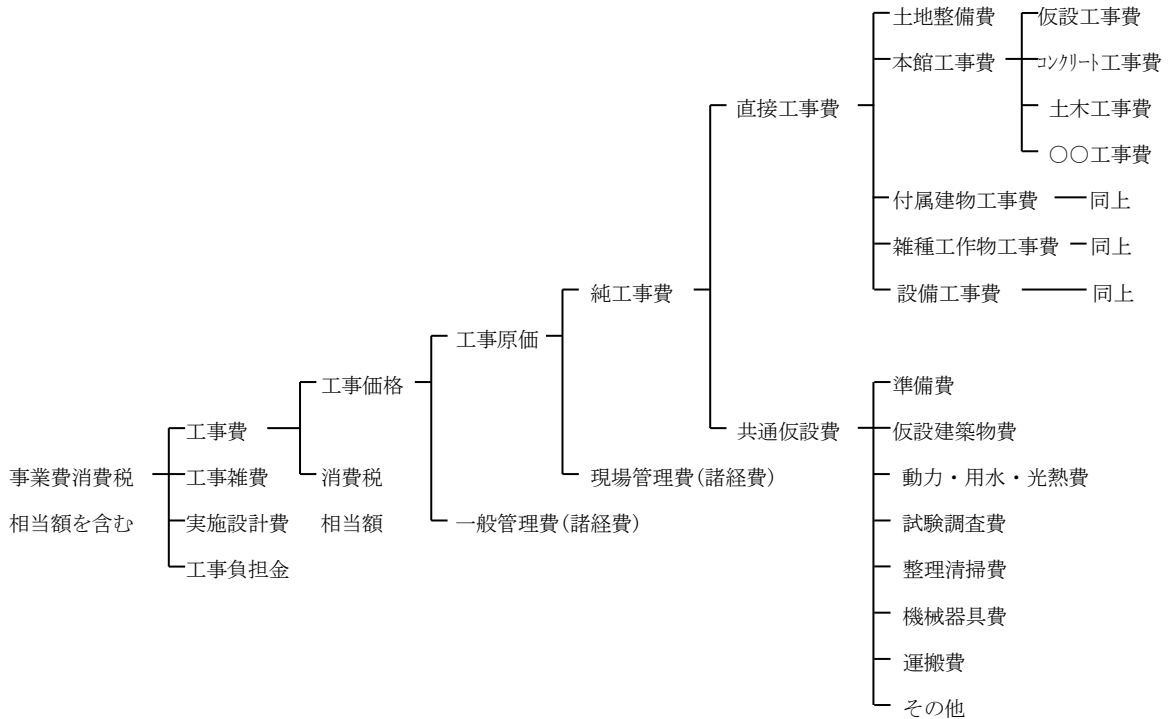
別表（第2条、第3条関係）

メニュー	事業種目	事業内容	工種	事業主体(補助事業者)	補助率	呼称単位	
						A	B
木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	公共施設（注）	木造公共施設 木製外構施設 付帯施設	市町村、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。	15パーセント以内。ただし、新たな木質部材や構法を採用して木材利用の可能性を広げるもの等、特にモデル性が高いものは、2分の1以内とする。	棟	㎡
			木質内装		3.75パーセント以内		

（注）事業内容には、付帯施設の整備を含む。ただし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に要する経費及び木造公共施設にあつては非木造部分の整備に係る経費は除く。

別紙（第2条、第3条関係）

1 建物建築費及び構築物設置費



(1) 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

① 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

② 諸経費

i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現

場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。

- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

(2) 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5パーセントを限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報酬金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金） ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料 土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料 事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具

(3) 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(4) 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

2 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- (1) 指導監督費は、補助対象としないものとする。
- (2) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5パーセント以内とする。
- (3) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は、原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。